

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定により令和3年度及び4年度に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月27日

岐阜県監査委員 林 幸 広

岐阜県監査委員 国 枝 慎太郎

岐阜県監査委員 鈴 土 靖

岐阜県監査委員 長 縄 直 子

岐阜県監査委員 南 圭 一

令和3・4年度  
行政監査結果報告書

県独自の個人を対象とした  
認証制度の活用状況について

令和5年3月  
岐阜県監査委員

令和3・4年度 行政監査結果報告書 目次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
1	テーマ	1
2	テーマ設定の理由	1
3	監査の対象とする認証制度について	1
第3	監査の着眼点	2
第4	監査の実施内容	2
1	監査対象機関	2
2	監査の実施期間	2
第5	監査の結果及び意見	2
1	総論	2
2	各論	3
	(1) 制度の一覧	3
	(2) 各制度の概要並びに監査の結果及び意見について	4
別紙		6
1	外国人防災人材の育成・確保	6
2	清流の国ぎふ防災リーダー	8
3	ぎふ清流COOL CHOICE学生アンバサダー認定制度	10
4	岐阜県コミュニティ診断士資格認定制度	12
5	ぎふの味・伝承名人コンクール	14
6	岐阜県園芸福祉サポーター	16
7	飛騨美濃特産名人	18
8	岐阜県地域森林監理士認定制度	20
9	ぎふ木育指導員認定	23
10	岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定制度	26
11	岐阜県木造建築マイスター養成事業	28
12	岐阜県木造住宅アドバイザー養成事業	31
13	岐阜県木造住宅相談員養成事業	33
14	匠の国・岐阜県伝統建築家認定制度	35
15	岐阜県林業士認定	36
16	岐阜県自然工法管理士認定事業	37
17	岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度	39
18	岐阜県空家等総合相談員登録制度	40

## 第 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第1項に基づく財務監査

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第2項に基づく行政監査

### 【行政監査とは】

監査委員は、地方自治法第199条第1項により財務事務等を監査するとされているほか、第2項により必要があると認められるときは、普通地方公共団体の事務について、監査（いわゆる行政監査）をすることができるとされている。

本県では、行政監査として、複数の機関にわたる横断的な事項や重要な又はリスクの高い事務事業など、特定のテーマを設定して、定期監査と併せて、又は随時に、事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかなどについて監査している。

財務に関する事務と、それ以外の例えば事務執行にかかる事務などは、時に密接に関係しているため、行政監査の報告書は財務に関する事務にかかる事項を含むことがある。

## 第 2 監査の対象

### 1 テーマ

「県独自の個人を対象とした認証制度の活用状況について」

### 2 テーマ設定の理由

本件監査の対象とした認証制度とは、認証・認定・登録等の手続きにより被認証者に肩書を付与することで、被認証者の自覚を高めたり、県の施策の認知度を高めたり、被認証者に対して県の施策の方向性に沿った一定の役割を果たすことを期待したり、他者が認証を受けることを目標に県の施策の方向性に沿った努力を行うことを期待したりなどするものである。

認証制度は、適切に運用されれば、比較的低予算で県民の協力を得つつ県の施策の目的を達成する効果的な手法となり得ると考えられるが、被認証者は多くの場合、県の職員ではなく一般の県民であることから、その活動の管理やモニタリングは、県が自ら事務事業を実施する場合に比べて困難であることが想定される。

このため、認証制度の運用管理が適切に行われ、認証制度が県の施策の目的の達成に向けた効率的・効果的なものとなっているか、改善すべき点はないか等について確認することが必要であると考えられたことから、「県独自の個人を対象とした認証制度の活用状況について」をテーマとして監査することとした。

### 3 監査の対象とする認証制度について

認証制度は多岐にわたることが想定され、監査対象を一定程度絞り込むことが必要であると認められたことから、監査の対象は個人を対象として資格（肩書）を与える認証制度に限定し、さらに、特段の知識や技術の保有または取得を前提としないものについては、認証者数や実績件数が膨大になって監査の対象となる機関の事務負担が大きくな

る恐れがあることなどから除外し、「一定程度専門的な知識や技術を有する個人」を対象としたものに限定した。

### 第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりであり、監査の対象となった事務が規程等に基づき、適切に、そして経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施した。

【着眼点1】 認証制度が県の施策を推進するための制度として適切に運用されているか。

【着眼点2】 認証制度により認証された個人が活用されているか。

【着眼点3】 認証制度がニーズを捉えた制度として機能しているか。

【着眼点4】 認証制度の効果はあるか。効果検証はされているか。

【着眼点5】 認証制度は認知されているか。広報啓発されているか。

### 第4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠して実施した。事務局書記が証拠書類等による活用実態の確認等の予備的監査を実施した後、その結果を踏まえて、監査委員による監査を実施した。

#### 1 監査対象機関

知事部局、教育委員会、公安委員会等の本庁各課に対し、個人を対象とした認証制度の有無、その内容等について書面による監査を実施した。

また、書面監査を踏まえ、認証制度の内容を考慮し、必要と認められた機関に対して追加の書面監査や聞き取り、法第199条第8項に基づく関係人への調査を実施した。

#### 2 監査の実施期間

令和3年10月～令和5年3月

### 第5 監査の結果及び意見

#### 1 総論

上記により監査したところ、監査の対象となった事務は一部について検討を要する事項等がみられたものの、これら事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね適切に、そして経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められた。

## 2 各論

### (1) 制度の一覧

県は、書面による監査を実施した令和3年度時点において、下表のとおり、全383機関のうち12機関で、監査対象となる認証制度を18制度所管していた。

(機関数及び所管課は令和4年度時点)

	認証制度	認証者の名称(肩書)	所管課
1	外国人防災人材の育成・確保	外国人防災リーダー	外国人活躍・共生社会推進課
2	清流の国ぎふ防災リーダー	清流の国ぎふ防災リーダー	防災課
3	ぎふ清流COOL CHOICE学生アンバサダー認定制度	ぎふ清流COOL CHOICE学生アンバサダー	脱炭素社会推進課
4	岐阜県コミュニティ診断士資格認定制度	岐阜県コミュニティ診断士	県民生活課
5	ぎふの味・伝承名人コンクール	ぎふの味・伝承名人	生活衛生課
6	岐阜県園芸福祉サポーター	岐阜県園芸福祉サポーター	農産園芸課
7	飛騨美濃特産名人	飛騨美濃特産名人	農産園芸課
8	岐阜県地域森林監理士認定制度	岐阜県地域森林監理士	森林活用推進課
9	ぎふ木育指導員認定	ぎふ木育指導員	森林活用推進課
10	岐阜県緑の博士(グリーンドクター)認定制度	岐阜県緑の博士(グリーンドクター)	森林活用推進課
11	岐阜県木造建築マイスター養成事業	岐阜県木造建築マイスター	県産材流通課
12	岐阜県木造住宅アドバイザー養成事業	岐阜県木造住宅アドバイザー	県産材流通課
13	岐阜県木造住宅相談員養成事業	岐阜県木造住宅相談員	県産材流通課
14	匠の国・岐阜県伝統建築家認定制度	匠の国・岐阜県伝統建築家	県産材流通課
15	岐阜県林業士認定	岐阜県林業士	森林経営課
16	岐阜県自然工法管理士認定事業	岐阜県自然工法管理士	技術検査課
17	岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度	岐阜県木造住宅耐震相談士	建築指導課
18	岐阜県空家等総合相談員登録制度	岐阜県空家等総合相談員	住宅課

(2) 各制度の概要並びに監査の結果及び意見について

各制度の概要並びに監査の結果及び意見については、別紙のとおりである。これらのうち、意見があったものについて、抽出して以下に記述する。

認証制度名（事業）：外国人防災人材の育成・確保

認証者名称（肩書）：外国人防災リーダー

所管課：外国人活躍・共生社会推進課

意見：外国人防災リーダーは、外国人向け防災啓発講座の実施のために派遣されるなど、一定の活躍が認められる。一方、その活動は一部の市町村に限定されており、活用していない市町村におけるその理由を見ると、自ら必要な人材を確保していて県の被認証者を活用する必要がないとするところがある一方、そもそも外国人住民向け防災対策への取組みが未だ十分とは言えず県の被認証者の活用に至らないところもあるなど、状況はさまざまであった。

当制度の所管課である外国人活躍・共生社会推進課においては、従前から市町村における外国人防災対策の推進に向けた取組みも行ってきているとのことであるが、今後、外国人防災リーダーの一層の活用を図るとともに、市町村における外国人防災対策の推進に向けて一層の取組みを図られたい。

認証制度名（事業）：岐阜県地域森林監理士認定制度

認証者名称（肩書）：岐阜県地域森林監理士（以下、「地域森林監理士」という。）

所管課：森林活用推進課

意見：関係市町村においては、特に地元の森林に精通し、地元の森林所有者や近隣住民の信頼を得やすい地元の地域森林監理士の支援を得ることを希望しているが、地域森林監理士には地域的な偏在が認められ、市町村によっては地元の地域森林監理士の支援を得にくい状況となっている。所管課である森林活用推進課は、市町村の需要及び供給状況を考慮した地域森林監理士の認証を推進するなど、地域偏在の解消に取り組まれたい。

認証制度名（事業）： 岐阜県木造建築マイスター養成事業  
認証者名称（肩書）： 岐阜県木造建築マイスター（以下、「木造建築マイスター」という。）

所管課： 県産材流通課

意見：【検討事項】

木造建築マイスターの認証を通じ、認証制度の目的である非住宅建築物への県産材利用を拡大する体制整備が図られている。一方で、当認証制度の事業効果について、所管課は、認定期間延長申請時の活動実績及び県産材活用事業への県の助成制度の実績報告をもって木造建築マイスターの活動状況を把握できるとしているが、実際の活動状況の把握には到っていないことから、所管課においては、活動状況の把握に努められたい。

認証制度名（事業）： 岐阜県空家等総合相談員登録制度

認証者名称（肩書）： 岐阜県空家等総合相談員（以下、「空家等総合相談員」という。）

所管課： 住宅課

意見：【検討事項】

空家等総合相談員は、利用経験のある市町村の大多数が今後も活用を予定するなど、一定の活躍が認められる一方、その利用は一部の市町村に限定されており、利用していない市町村におけるその理由をみると、制度を知らなかった、何を相談できるのかわからないなど、市町村に対する本認証制度の周知不足が大きな原因の一つとなっていると認められた。

当認証制度の所管課である住宅課においては、今後、市町村に対して本認証制度の周知に努めるなど、空家等総合相談員の一層の活用に向けて取り組まれたい。

# 別紙

## 1 外国人防災人材の育成・確保

認証名称・肩書	外国人防災リーダー								
タイプ	活動								
所管課	外国人活躍・共生社会推進課								
制度の内容	<p>災害時に自身のコミュニティで外国人をサポートしたり、平時には外国人に対して啓発等を実施するリーダーの育成を目的とした「外国人防災リーダー講座（基礎編・実践編）」を受講した者のうち、市町村において活動・連携を望んでいる者を登録するもの。（希望者登録制度）</p> <p>登録者リストを市町村と共有し、市町村の依頼に基づき外国人防災リーダーを派遣する。</p> <p>主な活動は、外国人向けの防災啓発講座の実施、市町村防災計画等への外国人視点でのアドバイス、防災訓練の企画等。</p> <p>所定の講座を受講し、災害時に周りの外国人へのサポートを担うことができる外国人防災リーダーを育成し、外国人住民の防災知識の向上や、市町村の外国人住民向け防災体制整備の支援を目的としている。</p>								
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に外国人と外国語（及び日本語）で意思疎通できる者で、災害時の外国人支援等に興味のある者（外国人、日本人を問わない）</li> </ul>								
認証後の活動 （事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語教室における外国人向け防災啓発講座の実施</li> <li>・ 市町村の防災計画に対する外国人視点でのアドバイス</li> <li>・ 市町村が実施する防災訓練に外国人役としての参加</li> </ul>								
期待される効果	外国人防災リーダーが外国人住民へ防災啓発講座等を実施することで、外国人の防災知識の向上が期待される。								
監査結果	<p><b>【認証状況】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>9※</td> </tr> </tbody> </table> <p>本認証制度の認証は令和2年度から実施。</p> <p>※ 令和3年度時点で活動できる認証者数</p> <p><b>【活動状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年度には4名の外国人防災リーダーが大垣市、下呂市、坂祝町の3派遣先において延べ5回、外国人向けの防災啓発講座の実施や外国人防災対策の取組みについての意見交換を行っていた。</li> <li>○ 令和4年度には2名の外国人防災リーダーが岐阜大学防災・減災センター、大垣市国際交流協会、美濃加茂市、ToBuCo専門学校、岐阜市国際交流協会の5派遣先において延べ11回、外国人向け防災啓発講座の実施や外国人防災についての講義を行っていた。</li> </ul> <p>上記のとおり一定の活動実績が認められた一方、外国人住民が比較的多いにも関わらず外国人リーダーを活用していない市町村が複数認められた。そこで、一部市町村の外国人共生行政担当課に対して関係人調</p>		R 2	R 3	登録者数	新規登録	9	0	9※
	R 2	R 3	登録者数						
新規登録	9	0	9※						

	<p>査（ヒアリング）を実施したところ、外国人防災リーダーを活用していない理由は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現時点では市町村側において外国人防災リーダーを活用する体制の準備ができていないため、活用できない状況である。</li> <li>○ 準備が出来次第、外国人防災リーダーを活用する意向がある。</li> <li>○ 当制度を利用せずとも、外国人住民に対する被災時の支援体制整備や、市民懇話会を通じた外国人住民に対する防災に関する防災知識の向上を図れている。</li> </ul>
意見	<p>外国人防災リーダーは、外国人向け防災啓発講座の実施のために派遣されるなど、一定の活躍が認められる。一方、その活動は一部の市町村に限定されており、活用していない市町村におけるその理由を見ると、自ら必要な人材を確保していて県の被認証者を活用する必要がないとすところがある一方、そもそも外国人住民向け防災対策への取組みが未だ十分とは言えず県の被認証者の活用に至らないところもあるなど、状況はさまざまであった。</p> <p>当制度の所管課である外国人活躍・共生社会推進課においては、従前から市町村における外国人防災対策の推進に向けた取組みも行っているとのことであるが、今後、外国人防災リーダーの一層の活用を図るとともに、市町村における外国人防災対策の推進に向けて一層の取組みを図られたい。</p>

## 2 清流の国ぎふ防災リーダー

認証名称・肩書	清流の国ぎふ防災リーダー																								
タイプ	確保																								
所管課	防災課																								
制度の内容	<p>平成25年度に防災に関する専門的知識を習得し地域の防災リーダーとして活躍が期待できる「岐阜県総合防災リーダー」を育成するために始まったもの。</p> <p>平成27年度に県と岐阜大学が「清流の国ぎふ防災・減災センター」を共同で設立したことに伴い「清流の国ぎふ防災リーダー」として当センター長が認定することとなった。</p> <p>一般から募集し所定の講義を受講することで認定される。(令和2年度まで4日間。令和3年度は2日間)</p> <p>認定者は各地域などで防災の普及啓発や災害時の避難所運営等への協力が期待できる。</p>																								
認証対象者	<p>岐阜県内に在住もしくは在勤(在学)し、清流の国ぎふ防災リーダー育成講座(入門編)(以下、「防災リーダー養成講座」という。)のすべての講義を受講できる者で、次のいずれかに当てはまる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の自主防災活動に積極的に参加する意欲のある者</li> <li>・ 事業所、自主防災組織等で防災活動に従事する者</li> </ul>																								
認証後の活動 (事例含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅における災害への備え</li> <li>・ 地域の防災訓練の指導や防災研修会の講師</li> <li>・ 避難情報発令時における避難の声かけ</li> </ul>																								
期待される効果	自分や家族の命を災害から守るとともに、近隣住民の逃げ遅れによる被害を防ぐことができる。																								
監査結果	<p>【認証状況】(直近6箇年度分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>受講者</td> <td>197</td> <td>188</td> <td>191</td> <td>48</td> <td>152</td> <td>176</td> <td>1,247※</td> </tr> </tbody> </table> <p>定員は、各100名/年2回</p> <p>※ 令和4年度末までの受講者数の計</p> <p>受講者定員及び実績をみると、定員200名に対し、受講者実績が、コロナ禍以前の平成30年度188名、令和元年度191名となっている。コロナ禍の影響か、令和2年度は48名であったが、その後、令和3年度152名、令和4年度176名と回復傾向にある。</p> <p>なお、防災リーダー育成講座は、特定非営利活動法人日本防災士機構(以下、「日本防災士機構」という。)の「防災士養成研修事業」の認証を受けているため、受講者は、研修レポートを提出することにより、日本防災士機構が認定する防災士資格取得試験の受験資格を得られるものとなっている。</p>		H29	H30	R元	R2	R3	R4	計	定員	150	200	200	200	200	200	—	受講者	197	188	191	48	152	176	1,247※
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	計																		
定員	150	200	200	200	200	200	—																		
受講者	197	188	191	48	152	176	1,247※																		

	<p>防災士の認定制度は、阪神・淡路大震災の被災をきっかけに創設されたもので、“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動を期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得した者を日本防災士機構が認定するものである。東日本大震災を経てさらに認証登録者が増加し、近年の認証者数は、全国で毎年1万5千人から2万人近い人数で推移している。</p>
意見	—

### 3 ぎふ清流COOL CHOICE学生アンバサダー認定制度

認証名称・肩書	ぎふ清流COOL CHOICE学生アンバサダー																		
タイプ	確保																		
所管課	脱炭素社会推進課																		
制度の内容	<p>岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、「ぎふ清流COOL CHOICE学生アンバサダー」(以下、「学生アンバサダー」という。)を創設したものの。</p> <p>温暖化に関心のある県内学生を募り、県が実施する温暖化に関する研修の修了者を「学生アンバサダー」として県が認定し、温暖化対策の次世代の伝え手を確保するものである。</p> <p>座学による基礎講座、実地研修の受講、テーマを設定したグループワーク、レポート提出といった実践的な内容の研修を修了した者を学生アンバサダーとして認定している。</p> <p>学生アンバサダー認定者のうち希望者は、次年度から地球温暖化防止活動推進員(以下、「推進員」という。)として委嘱され、県内で温暖化防止の普及啓発活動に従事する。</p>																		
認証対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の大学、短期大学及び高等専門学校の学生であること</li> <li>・ 年齢満18歳以上であること</li> <li>・ 地球温暖化対策の取組みに興味・関心があり、熱意をもっていること</li> </ul>																		
認証後の活動 (事例含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生アンバサダーについては、温暖化防止の普及啓発活動に従事する等の規定はない。</li> <li>・ 県では、温暖化防止活動の普及啓発に取り組む者を、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、推進員として委嘱し、推進員による県民向けの地球温暖化防止普及活動を推進しているが、新たな推進員の募集に対して応募が少なく、高齢化している状況である。学生アンバサダー認定者のうち推進員に委嘱した者は、地球温暖化対策の推進に関する法律で定める普及啓発活動に従事することとなっており、令和3年度は、県が制作した温暖化対策動画にキャストとして5名の認定者に協力いただき、県のHP等で温暖化防止の普及啓発活動の動画を配信している。</li> </ul>																		
期待される効果	温暖化対策の次世代の伝え手による温暖化防止普及活動。推進員の若返り。																		
監査結果	<p>【認定状況】(直近4箇年度分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新規認定</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>—</td> <td>14</td> <td>51※</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度から認定制度を開始</p>		R元	R2	R3	R4	計	定員	15	15	25	25	—	新規認定	18	19	—	14	51※
	R元	R2	R3	R4	計														
定員	15	15	25	25	—														
新規認定	18	19	—	14	51※														

	<p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い募集中止</p> <p>※ 令和4年度までの認定者の計</p> <p>○ 県内の大学・短期大学・専門学校・高等専門学校及び県管轄各種学校といった36校の学生を対象とし、令和元年度は定員15名に対し18名、令和2年度は定員15名に対し19名を認定している。令和4年度は定員25名に対し49名の受講申し込みがあった。</p> <p>○ 学生アンバサダーのうち推進員に委嘱された者は、令和3年度時点で、令和元年度認定者のうち5名、令和2年度認定者のうち3名である。</p> <p>○ 本制度で期待される事業効果として、推進員の若返りがある。令和3年度時点で62名の推進員がいるが、うち60歳以上が40名、50歳代9名、40歳代2名、30歳代4名、20歳代7名と、若年層が手薄となっている。上記30歳代4名のうち1名、及び20歳代7名のすべては、学生アンバサダーが推進員として委嘱された者であり、本制度は若年層推進員の確保に一定の役割を果たしていると認められた。</p>
意見	—

#### 4 岐阜県コミュニティ診断士資格認定制度

認証名称・肩書	岐阜県コミュニティ診断士																										
タイプ	活動																										
所管課	県民生活課																										
制度の内容	<p>地域コミュニティの再生・活性化を担う専門家の養成を目指し、平成14年度に全国に先駆けて導入した民間専門資格。（岐阜県知事と岐阜協立大学学長が共同認定するもの）</p> <p>岐阜協立大学にて「NPOコミュニティ論」を受講し、レポート10回以上の提出かつ、平均点60点以上が必須条件。フィールドワーク等の実習講座を経て、資格認定試験に合格することで資格が取得できる。</p> <p>現在、人口減少や少子高齢化に伴い、地域活動の担い手が減少している。一方、NPO、ボランティア、民間企業、大学など多様な主体が地域活動を展開しており、多様な住民の理解・参画を得られる活動・組織づくりや、地域外の人材・組織と連携した活動展開が必要となっている。このため、住民活動を支援する人材の養成及び確保が求められている。</p> <p>岐阜協立大学で実施される講義を修了し、フィールドワーク等を含む資格認定試験を合格して認証された岐阜県コミュニティ診断士（以下、「コミュニティ診断士」という。）は、地域コミュニティの福祉、防災、防犯、交通、住宅、環境保全など多方面にわたる現状について調査・分析を行い、それにより明らかとなった諸課題について、地域住民、自治・地縁組織、NPO、企業など地域の様々な主体と連携・協働して、その解決・改善に取り組み、地域コミュニティの再生・活性化を推進するコミュニティの専門家である。</p>																										
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜協立大学において「NPOコミュニティ論」を修了し、かつ、所定の実習講座を修了した者（受験資格に制限なし）</li> </ul>																										
認証後の活動（事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜市文化財保存活用地域計画市民ワークショップのファシリテーター</li> <li>瑞穂市タウンミーティングワークショップのファシリテーター</li> <li>地域の課題解決応援事業（県事業）のファシリテーター</li> </ul>																										
期待される効果	地域で抱える課題の解決、住民自治のまちづくりの推進等をサポートすること。																										
監査結果	<p>【認証状況】（直近5箇年度分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認証</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>395※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度末時点での診断士登録者の計</p> <p>【活動状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動件数</td> <td>151</td> <td>115</td> <td>57</td> <td>38</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>		H29	H30	R元	R2	R3	登録者数	新規認証	18	14	18	6	11	395※		H29	H30	R元	R2	R3	活動件数	151	115	57	38	42
	H29	H30	R元	R2	R3	登録者数																					
新規認証	18	14	18	6	11	395※																					
	H29	H30	R元	R2	R3																						
活動件数	151	115	57	38	42																						

	<p>○ 平成29年度は151件、平成30年度は115件の、ワークショップのファシリテーター等といった活動が実施されていた。なお、令和元年度は57件、令和2年度は38件、さらに令和3年度は42件と、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、ワークショップ等の活動が減少している。</p>
意見	—

## 5 りふの味・伝承名人コンクール

認証名称・肩書	ぎふの味・伝承名人																												
タイプ	表彰																												
所管課	生活衛生課																												
制度の内容	<p>平成13年度から県内産食材の使用を課題とした「ぎふの味・伝承名人認定コンクール」を開催し、優秀者を「ぎふの味・伝承名人（以下、「伝承名人」という。）」に認定しているもの。</p> <p>コンクールの審査は料理専門家等の審査員5名以上が、料理の調製過程、仕上がり、味など料理技術と、「ぎふの味」の創作、普及伝承に対する取り組みや意欲の両面から行う。</p> <p>また、一般財団法人岐阜県調理師連合会（以下、「岐阜県調理師連合会」という。）が開催する「調理技術コンクール」やその上位入賞が出場資格となる「ぎふの味・伝承名人認定コンクール」は、認証された伝承名人が長年積み重ねた実績により調理師からの認知度が高く、調理師にとって日々調理技術を研鑽し、知識を習得するための具体的な目標となっている。</p>																												
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内調理師会に所属する県内在勤の調理師</li> </ul>																												
認証後の活動 （事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村主催の料理教室、小学校における「味覚の事業」、岐阜県調理師連合会主催「調理師再講習会」等、市町村及び関係団体等から伝承名人が直接依頼を受けた、講師としての活動。</li> <li>・ 岐阜県調理師連合会による調理技術コンクールにおける若手調理師等の模範作品としての、伝承名人の料理展示。</li> </ul>																												
期待される効果	<p>「ぎふの味・伝承名人認定コンクール」は長年積み重ねた実績により、県内の調理師の知名度が高く、伝承名人認定を目標に、日々調理技術を研鑽し、知識を習得する調理師の資質向上を図ることにより、県民の食生活の向上に資すること。</p> <p>また、伝承名人は地域の調理師のリーダー的な存在となっており、行政や関係団体の食育、観光、県産品等の推進事業に関わっていることが多い。</p>																												
監査結果	<p><b>【認証状況】（直近5箇年度分）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>認証者計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認証</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>39※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度末までの認証者計</p> <p><b>【調理技術コンクール参加者数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者</td> <td>57</td> <td>62</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>42</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>翌年の伝承名人コンクール参加資格を得るためのコンクール</p>		H29	H30	R元	R2	R3	認証者計	新規認証	1	1	1	2	2	39※		H28	H29	H30	R元	R2	R3	参加者	57	62	48	48	42	36
	H29	H30	R元	R2	R3	認証者計																							
新規認証	1	1	1	2	2	39※																							
	H28	H29	H30	R元	R2	R3																							
参加者	57	62	48	48	42	36																							

	<p>○ 認証者は、平成29年度以降令和元年度まで毎年度1名、令和2年度及び令和3年度は2名となっている。</p> <p>○ 当認証を受けるためには、「県内産食材」の使用を課題とした「ぎふの味・伝承名人認定コンクール」（以下、「伝承名人コンクール」という。）で優秀者となる必要がある。伝承名人コンクールの参加資格は、前年度の「調理技術コンクール」（岐阜県調理師絵連合会主催）で上位入賞することであり、調理技術コンクールへの参加者は、平成28年度は57名、平成29年度は62名、平成30年度は48名、令和元年度は48名、令和2年度は42名と毎年多数に上る。</p> <p>○ 所管課によると、岐阜県調理師連合会から、当制度は調理師連合会会員の目標の一つとなっており、認定に向けて日々技術を磨く励みになっているとの意見をj得ているとのことであった。</p> <p>○ なお、監査開始時点においては、所管課では本認証制度が、調理人として優れた資質を持っている者を認証するもので、調理師にとって、日々調理技術を研鑽し、知識を習得するための具体的な目標となっているものであり、認証者の活動実績の把握は必要ないとしていたが、監査の過程において、以下の見解を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでは、すでに優れた調理技術を取得している者を伝承名人に指名しているため、活動状況の把握は不要としてきたが、様々な公益事業への活用が期待されることから、岐阜県調理師連合会と連携し、伝承名人の現在の勤務先の調査、一覧の作成を行い、同会ホームページに掲載した。</li> <li>・ 現状、伝承名人の勤務地や料理部門に偏りがみられるため、令和5年度から、名人の少ない地域や調理部門を優先的に、伝承名人を講師とした調理技術講習会を開催し、当該地域調理師の調理技術の向上を図ることとしている。</li> <li>・ 令和5、6年度には、伝承名人に鮎や長良川流域の野菜等を使用した鮎料理の新メニューの開発を依頼し、当該メニューのメニューフェアを開催する予定である（里川振興課事業）。</li> </ul>
意見	—

## 6 岐阜県園芸福祉サポーター

認証名称・肩書	岐阜県園芸福祉サポーター																																	
タイプ	活動																																	
所管課	農産園芸課																																	
制度の内容	<p>園芸福祉とは、植物と触れ合うことによる、心身の癒し、健康回復や維持・増進、生活の質の向上など、様々な効果効用が期待でき、地域に暮らす様々な人たちが集まり、花や野菜などの植物を育てながら、栽培する楽しみや喜びを共有する活動である。</p> <p>本認証制度は、園芸福祉活動を推進する者を、岐阜県園芸福祉サポーター（以下、「園芸福祉サポーター」という。）として認証し、医療施設・福祉施設等での園芸福祉活動をより推進するものである。</p> <p>平成14年度から平成27年度までは本制度の前身となる岐阜県園芸福祉サポーター養成講座実施要綱に基づき、ボランティアで医療・福祉施設等において作物栽培などの園芸活動の指導や支援を行い、園芸福祉を推進する人材を認定していた。</p> <p>平成27年11月2日以降、県は「清流の国ぎふ花き振興計画」に基づき、園芸福祉の推進を施策の柱の一つとして位置づけ、本計画創設とともに、岐阜県園芸福祉サポーター認定要綱を新たに制定した。</p> <p>県内の医療・福祉施設等の従事者で、園芸福祉サポーターとして確実に活動できる見込みのある者が、県の主催する岐阜県園芸福祉サポーター養成講座を受講した者を「園芸福祉サポーター」として認定。</p> <p>園芸福祉サポーターは、特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会（以下、「(特非)岐阜県園芸福祉協会」という。）と連携し、各地域の医療・福祉等の現場で講師となり園芸福祉活動を推進する。</p>																																	
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>園芸福祉に興味のある県内在住の者</li> <li>県内医療・福祉施設等の従事者で、園芸福祉サポーターとして県内で活動できる者</li> </ul>																																	
認証後の活動 （事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の医療・福祉施設等における園芸福祉サポーター活動</li> <li>(特非)岐阜県園芸福祉協会が主催する園芸福祉サポーターフォローアップ研修会への参加</li> </ul>																																	
期待される効果	福祉施設や病院等で園芸福祉活動の推進。																																	
監査結果	<p><b>【認証状況】（直近6箇年度分）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認証</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>76</td> <td>94</td> <td>4</td> <td>346※</td> </tr> <tr> <td>うち学生</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>40</td> <td>75</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度末時点での園芸福祉サポーター登録者数</p> <p><b>【活動状況】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数（延べ）※</td> <td>233</td> <td>238</td> <td>238</td> <td>244</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 活動状況調査で判明した施設数のみ。</p>		H29	H30	R元	R2	R3	登録者数	新規認証	24	15	76	94	4	346※	うち学生	—	—	40	75	0	—		H29	H30	R元	R2	R3	施設数（延べ）※	233	238	238	244	244
	H29	H30	R元	R2	R3	登録者数																												
新規認証	24	15	76	94	4	346※																												
うち学生	—	—	40	75	0	—																												
	H29	H30	R元	R2	R3																													
施設数（延べ）※	233	238	238	244	244																													

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園芸福祉サポーターには、平成29年度は24名、平成30年度15名、令和元年度76名、令和2年度94名、令和3年度4名が認証されている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年3回開催している養成講座の開催が1回となり、認証者も少数となったが、令和4年度は、11月時点で67名が認証されている。</li> <li>○ 平成14年度の制度開始当初から、園芸福祉サポーターの主力は70歳以上であり、活動継続する上で若年層が少ないといった課題があったが、令和元年度から学生向けの養成講座を開始、令和元年度に40名、令和2年度に75名の学生を認証し、新規の園芸福祉サポーターを増やしている。</li> <li>○ 例年、延べ240件近い施設で、複数の園芸福祉サポーターがグループとなって園芸福祉活動を実施している。</li> <li>○ 年に一度、5圏域ごとにフォローアップ研修会を実施し、園芸福祉サポーターの資質向上を図っている。</li> <li>○ 所管課は、園芸福祉サポーターの活動状況・要望調査を実施しており、令和3年度は207件の回答を得ている。要望調査において、活動する場所がなく、活動できていないとした園芸福祉サポーターに対しては活動場所の斡旋を実施するなど、フォローアップを行っている。</li> <li>○ 所管課は、毎年、県内医療施設・福祉施設の883施設に対し、園芸福祉サポーター制度及び園芸福祉サポーター養成講座の案内を実施している。</li> </ul>
意見	—

## 7 飛騨美濃特産名人

認証名称・肩書	飛騨美濃特産名人																										
タイプ	活動																										
所管課	農産園芸課																										
制度の内容	<p>岐阜県では、恵まれた風土を生かして全国に誇れる銘柄産地・産品づくりを推進しているが、これを地域で支えている優れた生産者を「飛騨美濃特産名人」（以下「特産名人」という。）として認定（昭和63年度から開始）。</p> <p>認定要件としては、特に優れた技術や知識等を有し、安定した収量や高品質を確保しつつ、地域等の生産振興のため当該技術を伝承し、後継者育成等の指導を行うことができること、地域の銘柄産地化に大きく寄与しており、生産部会等生産者組織に認められていること、環境等に配慮し、安全・安心等に積極的に取り組んでいることがあげられる。</p> <p>特産名人の役割としては、自らが有する生産技術等を伝承するため、関係機関と連携し、生産者等を対象とした栽培講習会等において指導や実演等を行うなどがある。</p> <p>本認証制度は、市町村長が関係機関と協議のうえ推薦した、認定要件を満たす農家等を特産名人として認証し、市町村は、地域等の生産振興（産地育成）を進める観点で認証された特産名人を積極的に活用するものとなっている。</p>																										
認証対象者	対象品目（トマト、いちご、ほうれんそう、だいこん、えだまめ、かき、なし、花き、茶、肉用牛、養豚等）の県内生産者で、地域の銘柄産地化に大きく寄与している者																										
認証後の活動（事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培研修会での若手生産者へのだいこん栽培指導、小学生への収穫体験支援。</li> <li>夏秋トマトの新規就農者向けの栽培等の技術指導の実施。</li> </ul>																										
期待される効果	名人を認証することにより、各園芸・畜産品目の後継者への技術指導、産地PR活動が積極的に実施され、産地の活性化につながる。																										
監査結果	<p>【認証状況】（直近5箇年度分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>認定者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>130※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度時点で特産名人として活動可能な認証者数 令和元年度は、認定要件を満たす者が居なかったため、新規認証なし。</p> <p>【活動状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動</td> <td>106</td> <td>97</td> <td>82</td> <td>67</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 特産名人の認定証は、市町村は関係機関と協議のうえ、認定要件を満たす者を県に推薦し、その後、県は必要に応じて関係機関の意</p>		H29	H30	R元	R2	R3	認定者数	新規認定	5	7	0	3	3	130※		H29	H30	R元	R2	R3	活動	106	97	82	67	90
	H29	H30	R元	R2	R3	認定者数																					
新規認定	5	7	0	3	3	130※																					
	H29	H30	R元	R2	R3																						
活動	106	97	82	67	90																						

	<p>見を聴取したうえで、飛騨美濃特産銘柄推進協議会で協議するといった手順で実施されている。</p> <p>○ 各園芸・畜産品目の後継者への技術指導、並びにマスコミ取材対応や生徒・学生向け産地PRといった産地PR活動等が、平成29年度は106件、平成30年度は97件、令和元年度は82件、令和3年度は90件、実施されており、市町村はその計画及び実績をとりまとめ、活用を推進している。</p>
意見	—

## 8 岐阜県地域森林監理士認定制度

認証名称・肩書	岐阜県地域森林監理士																										
タイプ	活動																										
所管課	森林活用推進課																										
制度の内容	<p>地域の森林づくりを支える人材として、市町村林務行政の支援や林業事業体の民有林経営への助言等を行うため、森林の管理及び経営に関する一定水準の知識、技術を有する者を「岐阜県地域森林監理士（以下、「地域森林監理士」という。）」として認定する制度（平成29年度から制度開始）。</p> <p>県は養成研修を実施（受講は任意）すると共に、1次試験（筆記（選択式）／養成研修修了者は免除）及び2次試験（筆記（小論文）、口述（面接））に合格した者を認定審査会に諮り、認定。</p> <p>市町村から雇用、委託等により市町村における森林経営管理制度の取組み等の支援や、林業事業体における森林経営計画策定への助言等を行う。</p>																										
認証対象者	<p>岐阜県在住者または岐阜県在勤者であり、次の（1）～（6）のいずれかに該当する者であること。</p> <p>（1） 岐阜県地域森林監理士養成研修修了者  （2） 認定森林施業プランナー  （3） 認定森林経営プランナー  （4） 森林総合監理士  （5） 技術士（森林部門）  （6） 林業技士（林業経営部門）  （7） その他知事が認める者</p>																										
認証後の活動 （事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村における専門職としての雇用、業務受託</li> <li>市町村林務担当者研修等の企画、運営</li> <li>市町村森林管理委員会の委員委嘱 など</li> </ul>																										
期待される効果	<p>地域の森林づくりに精通した地域森林監理士の支援・助言等により、市町村における森林経営管理制度の取組み促進、市町村森林整備計画の策定、林務行政に関する施策の立案、林業事業体における経営体質の強化等が図られる。</p>																										
監査結果	<p><b>【認証状況】（直近5箇年度分）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>認証者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認証</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>26※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度時点で活動可能な認証者の計</p> <p><b>【認証者の圏域ごとの内訳】（令和3年度末時点）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>岐阜</th> <th>西濃</th> <th>中濃</th> <th>東濃</th> <th>飛騨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認証者</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		H29	H30	R元	R2	R3	認証者数	新規認証	5	6	7	5	4	26※		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	認証者	7	2	8	3	6
	H29	H30	R元	R2	R3	認証者数																					
新規認証	5	6	7	5	4	26※																					
	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨																						
認証者	7	2	8	3	6																						

	<p>○ 林務行政に対する市町村の役割が増大する一方、多くの市町村の林務行政の体制は担当職員数が少なく、採用や異動により専門人材の確保・育成がされていない等、脆弱な状況にあるなかで、森林経営管理制度の対象森林がある34市町村のうち、令和3年度は21市町村で、岐阜県地域森林監理士が活用されている。</p> <p>森林活用推進課に対する監査実施に併せ、森林面積が比較的広く、地域森林監理士を活用している県内5市町村の林務担当課に対して関係人調査（ヒアリング）を実施した。当認証制度に係る調査市町村における状況は以下のとおり。</p> <p>○ 森林経営管理制度の対象森林に係る5市町村の状況によって活用方法・活用内容は異なるものの、いずれも林務行政を専門とする職員が不足しており、長期的な視点をもった森林経営管理制度の推進のため、今後も地域森林監理士を継続して活用していく意向があるとしている。</p> <p>○ 5市町村で活用されている地域森林監理士は、林業事業体等に勤務・所属し、多忙な者が多いため、市町村における地域森林監理士としての業務との両立が困難となっている事例がある。</p> <p>○ 5市町村のうち4市町村は、地元の森林に精通し当該地域を活動可能地域としている地元の地域森林監理士を活用しており、他の1市町村は地元外地域森林監理士を活用している状況である。</p> <p>○ 上記4市町村では、森林経営管理制度を推進するにあたり、地元の地域森林監理士を活用することで、地域に合わせた施策の立案・遂行が可能であり、また、地元の森林所有者や近隣住民から支援・信頼を得やすいといったメリットがあるとしている。</p> <p>また、他の1市町村では、地元の地域森林監理士であれば、森林経営管理制度に係る相談等をより頻繁に実施しやすくなるメリットがあるとしている。</p> <p>○ 上記4市町村では、各市町村で1名の地元の地域森林監理士を活用している状況であるが、市町村合併前の旧市町村ごとに1名程度といった、より多くの地元の地域森林監理士の支援が得られる状況を求めている。</p> <p>令和3年度時点での地域森林監理士では、市町村数と圏域ごとの人数とを比較すると、圏域ごとの人数で、西濃・中濃（可茂地域）圏域において少ない状況である。さらに、地域森林監理士が足りているように見える地域であっても、市町村によっては、より多くの地元の地域森林監理士を求めている状況である。</p>
意見	<p>関係市町村においては、特に地元の森林に精通し、地元の森林所有者や近隣住民の信頼を得やすい地元の地域森林監理士の支援を得ることを希望しているが、地域森林監理士には地域的な偏在が認められ、市町村によっては地元の地域森林監理士の支援を得にくい状況となってい</p>

る。所管課である森林活用推進課は、市町村の需要及び供給状況を考慮した地域森林監理士の認証を推進するなど、地域偏在の解消に取り組ま  
れたい。

## 9 ぎふ木育指導員認定

認証名称・肩書	ぎふ木育指導員
タイプ	活動
所管課	森林活用推進課
制度の内容	<p>ぎふ木育とは、岐阜が誇る「木と共生する文化」をつないでいくため、豊かな自然を背景とした「森や木からの学び」、であり、森や木とふれあい、学び、ともに生きることを、長期的に、「つながり」をもって、段階的に育むことである。</p> <p>ぎふ木育指導員（以下、「木育指導員」という。）は、ぎふ木育を推進する活動を実施している。</p> <p>「ぎふ木育」を推進するため、「ぎふ木育」に関する幅広い知識を有し、「ぎふ木育ひろば」等の木育拠点をはじめとする様々な場面において、「ぎふ木育」に関する普及啓発を担う者を木育指導員として認定し、「ぎふ木育」の推進体制の強化を図るもの。</p> <p>○認定要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成29年度及び平成30年度に実施されたぎふ木育指導員養成講座を受講し、森や木、木のおもちゃに関する知識など「ぎふ木育」に関する幅広い知識を習得した者</li> <li>② 森林文化アカデミーにおいて、木育に関する所定のカリキュラムを履修した者</li> <li>③ 平成28年度に実施された、木育おもちゃ学芸員養成講座を修了し、木育おもちゃ学芸員に認定された者</li> <li>④ 「ぎふ木育」に係る実務経験を有し、「ぎふ木育」に関する幅広い知識を有すると認める者</li> </ol> <p>○主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぎふ木育教室における講師</li> <li>・ 木育関連イベントや木育拠点等におけるスタッフ</li> </ul>
認証対象者	<p>認定要件①について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県内在住、もしくは岐阜県内に勤務する者で、木のこと森のことに興味がある者</li> <li>・ 岐阜県内の木のこと森のことを伝えるプレイヤーとして活動を希望する者</li> <li>・ 全8回の講座に参加できる者</li> </ul> <p>認定要件②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林文化アカデミーの学生</li> </ul> <p>認定要件③について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県内在住、もしくは岐阜県内に勤務する者で、木のこと森のことに興味がある者</li> <li>・ 東京おもちゃ美術館の提唱する遊びとおもちゃを用いた多世代コミュニケーションに興味がある者</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>木を使った木工経験がある者、もしくは保育の経験がある者</li> <li>全10回の講座に参加できる者</li> </ul> <p>認定要件④について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ぎふ木育サポーターに登録した「ぎふ木育」の普及に意欲を有する者のうち、次のいずれかの要件を満たし、かつ、県が実施する課題レポート及び面接において認定基準を満たした者。</li> <li>「ぎふ木遊館」において、1年以上かつ500時間以上の実務経験を有する者</li> <li>令和2年度以降、「ぎふ木育」を実施するスタッフとして、1年以上かつ60時間以上の実務経験を有し、県が実施する「ぎふ木育」に係る研修等を4回以上受講した者</li> </ul>																																									
<p>認証後の活動 (事例含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ぎふ木育教室における講師</li> <li>ぎふ木育WEEKにおける木育の普及</li> <li>ぎふ木遊館での「木育プログラム」の講師</li> </ul>																																									
<p>期待される効果</p>	<p>「ぎふ木育ひろば」等の木育拠点をはじめとする様々な場面において、「ぎふ木育」に関する普及啓発を行うこと。</p>																																									
<p>監査結果</p>	<p><b>【認定状況】</b> (直近5箇年度分)</p> <table border="1" data-bbox="459 965 1337 1061"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>認証者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認証</td> <td>20</td> <td>14</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>61※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度時点で活動可能な認証者数</p> <p><b>【活動状況 (活動件数及び参加者数)】</b></p> <table border="1" data-bbox="459 1155 1259 1303"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動件数(件)</td> <td>34</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>223</td> <td>294</td> </tr> <tr> <td>参加者数(人)</td> <td>5,148</td> <td>5,119</td> <td>5,788</td> <td>21,021</td> <td>24,932</td> </tr> </tbody> </table> <p>参加者数は木育指導員が講師等を務めた活動の参加者</p> <p><b>【ぎふ木遊館の入館者数】</b></p> <table border="1" data-bbox="459 1400 841 1547"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>25,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>20,351</td> <td>24,143</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度から令和元年度の活動件数は14件から34件であったが、令和2年度以降はぎふ木遊館の開館に伴い、200件を上回る活動が実施されている。</li> <li>GIFUクラフトフェアや日本ライン・KISOGAWA River to Summit 2022といった、県主催事業以外においても、木育指導員が活用されている。</li> <li>ぎふ木育教室、木育関連イベント、ぎふ木遊館での活動等といった、木育指導員によるぎふ木育活動の参加者数が、令和2年度で20,000人を上回っている。</li> </ul>		H29	H30	R元	R2	R3	認証者数	新規認証	20	14	6	0	8	61※		H29	H30	R元	R2	R3	活動件数(件)	34	14	16	223	294	参加者数(人)	5,148	5,119	5,788	21,021	24,932		R2	R3	目標	25,000	30,000	実績	20,351	24,143
	H29	H30	R元	R2	R3	認証者数																																				
新規認証	20	14	6	0	8	61※																																				
	H29	H30	R元	R2	R3																																					
活動件数(件)	34	14	16	223	294																																					
参加者数(人)	5,148	5,119	5,788	21,021	24,932																																					
	R2	R3																																								
目標	25,000	30,000																																								
実績	20,351	24,143																																								

	○ 木育指導員を活用したいといった県民等からの相談に対して、ぎふ森林づくりサポートセンターで受付・斡旋対応が実施され、活用するためのサポート体制がとられている。
意見	—

## 10 岐阜県緑の博士（グリーンドクター）認定制度

認証名称・肩書	岐阜県緑の博士（グリーンドクター）																																															
タイプ	活動																																															
所管課	森林活用推進課																																															
制度の内容	<p>岐阜県に生息している名木、巨樹古木等の数多くの貴重な樹木を保護・保存し、次世代に継承していくため創設。</p> <p>植物の生理、生態の知識を有し、樹木の保護・治療等を体系的、総合的に判断できる専門技術者を認定試験等により、その技術・知識レベルによりA級、2A級、3A級の3段階に区分して認定。</p> <p>認定された者は、各自の造園等の業務の中で、貴重な樹木から街路樹・庭木まで診断・治療、樹勢回復や病中害防除の助言等を行う。また、県が設置する樹木の診断等に関する窓口である「緑の相談室」の相談員として現地診断・指導等を行う。</p>																																															
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県在住者または岐阜県在勤者</li> <li>・ 樹木の保護、樹勢回復、治療に関する業務経験が通算して3年以上あること</li> </ul>																																															
認証後の活動（事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村からの樹木に関する相談に応じた、現地における枯損木撤去や土壌改良等の指導。</li> <li>・ 一般県民からの樹木に関する相談に応じた、現地における施肥や散水の指導。</li> </ul>																																															
期待される効果	専門技術者を養成することにより、県内の貴重な樹木等の診断、治療が適切に行われる。																																															
監査結果	<p>【認証状況】（直近5箇年度分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>認証者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規A級認証</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>136※1</td> </tr> <tr> <td>新規2A級認証</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>28※2</td> </tr> <tr> <td>新規3A級認証</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>9※3</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">計</td> <td>173※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>新規認証は2箇年に一度実施</p> <p>※1 令和3年度時点で活動可能な認証者数（A級のみ）</p> <p>※2 令和3年度時点で活動可能な認証者数（2A級のみ）</p> <p>※3 令和3年度時点で活動可能な認証者数（3A級のみ）</p> <p>※4 令和3年度時点で活動可能な認証者数（A級～3A級の計）</p> <p>【活動状況（緑の相談室の活動件数）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動件数(件)</td> <td>21</td> <td>41</td> <td>25</td> <td>42</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 岐阜県緑の博士（グリーンドクター）（以下、「グリーンドクター」という。）は、受講者選抜試験及び業務実績書審査を通過し、5日間</p>		H29	H30	R元	R2	R3	認証者数	新規A級認証	—	2	—	4	—	136※1	新規2A級認証	—	0	—	0	—	28※2	新規3A級認証	—	1	—	0	—	9※3	計						173※4		H29	H30	R元	R2	R3	活動件数(件)	21	41	25	42	22
	H29	H30	R元	R2	R3	認証者数																																										
新規A級認証	—	2	—	4	—	136※1																																										
新規2A級認証	—	0	—	0	—	28※2																																										
新規3A級認証	—	1	—	0	—	9※3																																										
計						173※4																																										
	H29	H30	R元	R2	R3																																											
活動件数(件)	21	41	25	42	22																																											

	<p>の専門研修を受講後、適性試験に合格した者のみがA級に認証されており、専門的な知識の保有が担保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ A級に認証された後も、知識・技能等の審査に合格した者は、2A級、3A級に認証され、知識・技能等の向上が図られている。</li> <li>○ グリーンドクターが無料で調査・診断・指導を行う緑の相談室には、県民や行政担当者等から、平成29年度から令和3年度では、20件から40件程度の相談が寄せられ、各地域のグリーンドクターが緑の相談員として対応している。</li> <li>○ 緑の相談員として、調査・診断を行った後、相談者からの要望に応じ、有償で保護・樹勢回復・治療等を実施している。</li> <li>○ 緑の相談員としての対応以外でも、普段の造園業務において、グリーンドクターとしての専門知識を生かし、県内樹木の診断・治療、樹勢回復や病虫害防除等の助言を行っている。</li> </ul>
意見	—

## 11 岐阜県木造建築マイスター養成事業

認証名称・肩書	岐阜県木造建築マイスター																					
タイプ	活動																					
所管課	県産材流通課																					
制度の内容	<p>「岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、非住宅分野の木造建築物についての研修を実施し、木造建築物の設計に携わる建築士の養成や確保を図るため創設したもの。</p> <p>岐阜県木造建築マイスター（以下、「木造建築マイスター」という。）は、建築士の資格を有し、主に非住宅建築物の計画・設計を行っており、県が実施する養成講座を修了した者を認定する。</p> <p>公共施設や民間施設等の非住宅建築物の木造化・内装木質化を推進するため、これらを建築しようとする民間事業者や市町村担当者に対して木造化・内装木質化の提案や相談に対応することができる建築士を木造建築マイスターとして養成・認定することで、県産材の利用拡大を目指す体制を整備するものである。</p>																					
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県内に居住している者又は、県内に本社若しくは営業所がある法人等に属している者（個人事業主を含む）</li> <li>・ 県産材を利用した木造建築物（木造住宅を含む）に関わる提案や相談などの活動を行っているか、行おうとしている者</li> <li>・ 建築士法に規定する建築士の資格を持つ者</li> <li>・ 「岐阜県木造住宅アドバイザー」に認定されているか、非住宅分野の建築物の設計に10年以上従事している者</li> <li>・ 県が作成し県民へ公開する認定者名簿に、連絡先等の個人情報公開を承諾する者</li> </ul>																					
認証後の活動 （事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉施設の建築主からの県産材活用に係る相談への対応、及びその事業計画の策定支援。</li> <li>・ 木造化等を提案し受注した福祉施設の設計監理等。</li> <li>・ 県産材活用を提案した小学校校舎に通う児童に対する、森の大切さと県産材に関する講義の実施。</li> </ul>																					
期待される効果	<p>研修により建築士の県産材や木造建築に関する知識・技術を向上させ、県が木造建築マイスターとして認定することにより個々の信用を高め、木造建築マイスターが建築主・工務店等に対し県産材活用を提案することで非住宅建築物の木造化・内装木質化の促進に繋がる。</p>																					
監査結果	<p><b>【認定状況】（直近5箇年度分）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>認定者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>更新者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>16※</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により養成講座開催を中止、新規認定なし。</p>		H29	H30	R元	R2	R3	認定者数	新規認定	10	5	2	0	0		更新者数	—	—	—	10	4	16※
	H29	H30	R元	R2	R3	認定者数																
新規認定	10	5	2	0	0																	
更新者数	—	—	—	10	4	16※																

平成29年度から認定制度を開始。認定者は3年ごとに認定期間の延長が必要。

※ 令和3年度時点で活動可能な認定者数。

【公共施設の木造化及び内装木質化施設数】

	H29	H30	R元	R2	R3
施設数	23	29	32	13	15

令和4年度以降は、非住宅施設の木造化等施設数を把握予定

【県産材利用普及活動等の実施件数】（直近2箇年分）

	R2	R3
更新者数（再掲）	10	4
県産材を活用した木造建築実績（設計含む）	15	56
県産材に関する相談への回答	44	50

認定期間延長申請時の報告による。

実績数の報告方法が直近3箇年度分の実績合計数であるため、表中の実績数は3年間の合計値となっている。

（例：R2はH30～R2の実績合計値）

- 非住宅建築はRC造・S造が多く木造が少ない状況である。また、大学等の建築専攻の授業において木造建築に関する講座が少なく、非住宅分野の木造建築に携わる建築士は少数である。

このような状況の中、養成講座は、非住宅分野の木造建築物の事例、工法・構造計算、防耐火・省エネ設計、設計から考えるメンテナンスの知識などの非住宅分野の木造建築を計画・設計する上でのより実践的で高度な知識が学べるものとなっている。

- 認定者の活動状況把握について、3年ごとの認定期間延長申請時に認定者の相談対応件数などを含めた活動実績が報告されているが、同実績は、住宅分野・非住宅分野を区分したものにはなっていない。

また、所管課は、県産材活用事業への県の助成制度における実績報告に添付されている設計図書に記載されている設計事務所等に、木造建築マイスターが在籍していることを確認することで把握できるとしているが、実際に確認は行っておらず、活動状況の把握には到っていない状況であった。

意見

【検討事項】

木造建築マイスターの認定を通じ、認定制度の目的である非住宅建築物への県産材利用を拡大する体制整備が図られている。一方で、当認定制度の事業効果について、所管課は、認定期間延長申請時の活動実績及び県産材活用事業への県の助成制度の実績報告をもって木造建築マイスターの活動状況を把握できるとしているが、実際の活動状況の把握に

は到っていないことから、所管課においては、活動状況の把握に努められたい。

## 12 岐阜県木造住宅アドバイザー養成事業

認証名称・肩書	岐阜県木造住宅アドバイザー																					
タイプ	活動																					
所管課	県産材流通課																					
制度の内容	<p>「岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、消費者への県産材利用啓発や相談等に対応できる体制を整備し、県産材住宅の建設促進に資することを目的に創設したもの。</p> <p>岐阜県木造住宅アドバイザー（以下、「木造住宅アドバイザー」という。）は、建築士の資格を有し、県が実施する養成講座を修了した者を認定する。</p> <p>住宅を建築しようとする施主、又はリフォームしようとする施主に対する、県産材住宅の設計提案や県産材利用に関する相談に対応できる建築士を木造住宅アドバイザーとして養成・認定し、県産材を活用した住宅の建築を推進し、県産材の利用の拡大を目指す体制を整備するものである。</p>																					
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県内に現在居住している者又は、県内に本社若しくは営業所がある法人等に属している者（個人事業主を含む）</li> <li>・ 県産材を利用した住宅に関わる提案や相談などの活動を行っているか、行おうとしている者</li> <li>・ 建築士法に規定する建築士の資格を持つ者</li> <li>・ 軸組工法等木造住宅の建築に10年以上従事した者</li> <li>・ 県が作成し県民へ公開する認定者リストへ連絡先等の情報掲載を承諾する者</li> </ul>																					
認証後の活動 （事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施主からの住宅相談への対応、及び県産材住宅建設の提案。</li> <li>・ 住宅建築を検討している相談者に対する、補助事業の説明、県産材住宅の設計・建築の提案。</li> <li>・ 県産材活用を提案し受注した住宅の設計監理等。</li> </ul>																					
期待される効果	<p>研修により県産材住宅の知識が向上した建築士を県がアドバイザーとして認定することで信用度を高め、日ごろの業務の中で県産材住宅を提案することで、県産材住宅の建設促進に繋がる。</p>																					
監査結果	<p>【認証状況】（直近5箇年度分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>認定者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>更新者数</td> <td>40</td> <td>69</td> <td>57</td> <td>36</td> <td>55</td> <td>160※</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度はコロナ感染症拡大の影響により養成講座開催を中止。 認定者は3年ごとに認定期間延長手続きが必要 ※ 令和3年度時点で活動可能な認証者数 （R元～R3の新規認定者数及び更新者数）</p>		H29	H30	R元	R2	R3	認定者数	新規認定	3	8	7	5	0	—	更新者数	40	69	57	36	55	160※
	H29	H30	R元	R2	R3	認定者数																
新規認定	3	8	7	5	0	—																
更新者数	40	69	57	36	55	160※																

【県内新設戸建軸組み住宅に占める県産材住宅の割合】

	H29	H30	R元	R2	R3
割合(%)	14.7	16.6	15.1	15.1	13.2

【県内外での県産材住宅の新設着工戸数】

	H29	H30	R元	R2	R3
県産材住宅着工数	1,423	2,240	2,227	2,011	2,004

【県産材利用普及活動等の実施件数】（直近5箇年度分）

	H29	H30	R元	R2	R3
更新者数（再掲）	40	69	57	36	55
県産材住宅建築実績（設計含む）	161	229	212	192	213
県産材に関する相談への回答	122	360	259	194	271

認定期間延長申請時の報告による

実績数の報告方法が直近3箇年度分の実績合計数であるため、表中の実績数は3年間の合計値となっている。

（例：H29はH27～H29の実績合計値）

- 建築士は、木材の一般的な基礎知識は取得しているものの、木造建築物の構造計算や、県産材製品の特性、県産材の強度性能等については認知していない者も多く、県産材活用の意識が必ずしも高いとは言えない状況である。

このような中、養成講座は、県内林業・木材産業・補助金制度の概要、県産材の特性・強度の知識や、法律改正等を踏まえた省エネ・耐震・構造計画の知識といった座学研修に加え、森林現場から製材工場までの視察などの実地研修を実施し、県産材を活用した木造住宅建築を計画・設計する上での、より実践的で高度な知識が学べるものとなっている。

- 木造住宅アドバイザー認定には有効期間があり、3年ごとに認定期間を延長する必要がある。延長申請時に、県産材住宅建築実績（設計含む）や、県産材に関する相談への回答、その他の県産材利用普及啓発活動といった、県産材利用普及活動等の実施状況（過去3年間）を併せて報告しており、木造住宅アドバイザーの活動状況を確認できる状況である。

- 所管課は、当認定制度に協力している工務店に実施したアンケートを通じ、県独自の補助制度や、木造住宅の最新情報、木材を美しく見せるデザイン術等に係る内容を養成講座で実施してほしい等といった要望を把握し、対応していた。

意見

—

### 13 岐阜県木造住宅相談員養成事業

認証名称・肩書	岐阜県木造住宅相談員																																													
タイプ	活動																																													
所管課	県産材流通課																																													
制度の内容	<p>「岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、工務店や設計事務所での住宅相談を通じた県産材住宅の普及、啓発を促進するため創設したもの。</p> <p>岐阜県木造住宅相談員（以下、「木造住宅相談員」という。）は、県が実施する養成講座を修了した工務店・設計事務所に所属する営業担当者等を認定する。</p> <p>木造住宅相談員は、県産材住宅の特長や補助制度等に対する理解を深め、木造住宅を新築又はリフォームする施主に対し適切に説明・相談対応をすることができる工務店等の営業担当者を養成・認定し、県産材住宅の普及啓発を促進するものである。</p>																																													
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県内に本社もしくは支店・営業所がある工務店・設計事務所に所属している営業担当者等</li> <li>県が作成し県民へ公開する認定者リストへ連絡先等の情報掲載を承諾する者</li> </ul>																																													
認証後の活動 （事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅建築を検討している者からの県産材住宅に関する相談への対応、及び相談対応を通じた県産材住宅の特長などの説明等。</li> <li>住宅建築を検討している者に対する、県産材住宅の補助事業やローン支援制度などの提案、及び県産材住宅の提案。</li> </ul>																																													
期待される効果	<p>研修により県産材住宅の知識が向上した工務店等の営業担当者を県が木造住宅相談員と認定することにより信用度を高め、日頃の住宅相談等において県産材住宅を提案することで、県産材住宅の建設促進に繋がる。</p>																																													
監査結果	<p><b>【認証状況】（直近5箇年度分）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>認定者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>更新者数</td> <td>19</td> <td>25</td> <td>35</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>116※</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度はコロナ感染症拡大の影響により養成講座開催を中止。 認定者は3年ごとに認定期間延長手続きが必要</p> <p>※ 令和3年度時点で活動可能な認定者数 （R元～R3の新規認定者数及び更新者数）</p> <p><b>【県内新設戸建軸組み住宅に占める県産材住宅の割合】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>14.7</td> <td>16.6</td> <td>15.1</td> <td>15.1</td> <td>13.2</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【県内外での県産材住宅の新設着工戸数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産材住宅着工数</td> <td>1,423</td> <td>2,240</td> <td>2,227</td> <td>2,011</td> <td>2,004</td> </tr> </tbody> </table>		H29	H30	R元	R2	R3	認定者数	新規認定	17	22	11	14	0	—	更新者数	19	25	35	26	30	116※		H29	H30	R元	R2	R3	割合(%)	14.7	16.6	15.1	15.1	13.2		H29	H30	R元	R2	R3	県産材住宅着工数	1,423	2,240	2,227	2,011	2,004
	H29	H30	R元	R2	R3	認定者数																																								
新規認定	17	22	11	14	0	—																																								
更新者数	19	25	35	26	30	116※																																								
	H29	H30	R元	R2	R3																																									
割合(%)	14.7	16.6	15.1	15.1	13.2																																									
	H29	H30	R元	R2	R3																																									
県産材住宅着工数	1,423	2,240	2,227	2,011	2,004																																									

【県産材利用普及活動等の実施件数】（直近5箇年度分）

	H29	H30	R元	R2	R3
更新者数（再掲）	19	25	35	26	30
県産材住宅に関する相談（受付対応）	171	653	805	282	561
相談（受付対応）から県産材住宅を建設した棟数	74	342	363	85	273

認定期間延長申請時の報告による

実績数の報告方法が直近3箇年度分の実績合計数であるため、表中の実績数は3年間の合計値となっている。

（例：H29は、H27～H29の実績合計値）

- 養成講座は、施主と頻繁に面談する営業担当者が、施主に木造住宅の特徴や県産材の活用の意義等を説明できるよう、県産材の特性や木造住宅の計画の考え方といった基礎的な知識が学べるものとなっている。
- 木造住宅相談員認定には有効期間があり、3年ごとに認定期間を延長する必要がある。延長申請時に、県産材住宅に関する相談（受付対応）件数や、相談（受付対応）から県産材住宅を建設した棟数といった、県産材利用普及活動等の実施状況（過去3年間）を併せて報告しており、木造住宅相談員の活動状況を確認できる状況である。

意見

—

## 14 匠の国・岐阜県伝統建築家認定制度

認証名称・肩書	匠の国・岐阜県伝統建築家														
タイプ	表彰														
所管課	県産材流通課														
制度の内容	<p>匠の国・岐阜県伝統建築家（以下、「伝統建築家」という。）は、卓越した伝統建築大工技能を有し、かつ、後継者の育成の実績のある大工技能士を認定し、認定者の社会的地位向上を図るため創設。伝統建築家の認定を通じ、後継者の育成と併せて木造建築物の建設を促進し、県産材の需要拡大を図るものである。</p> <p>市町村の推薦により、伝統建築技法にすぐれた技能、知識、経験を有し、後継者育成に貢献した1級建築大工技能士の資格を有する者を隔年で認定する。</p> <p>技能と実績のある建築大工を認定する制度は本制度のみである。</p>														
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級建築大工技能士の資格を有する者</li> <li>・ 県内在住で軸組伝統工法等伝統技術に優れた技能、知識、経験（25年以上）を有する者</li> <li>・ 後継者の育成実績のある者</li> <li>・ 満年齢が45歳以上の者</li> </ul>														
認証後の活動（事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし（認定者の社会的地位向上が目的であり、活動実績のあるものを認定していることから活動状況の把握は不要と考えている。）</li> </ul>														
期待される効果	卓越した伝統建築大工技能を有し、かつ後継者の育成実績のある大工技能士を認定することで、認定者の社会的地位向上が図られる。														
監査結果	<p>【認定状況】（直近5箇年度分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>認定者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定</td> <td>—</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>428※</td> </tr> </tbody> </table> <p>認定は隔年で実施している</p> <p>※ 令和3年度までに認定された数</p> <p>○ 伝統建築家の認定は、市町村が関係機関の意見を聴取したうえで、認定要件を満たす者を県に推薦し、その後、県は必要に応じて候補者が最近建築に従事した軸組工法等伝統的建築技法による木造建築物の現地調査を実施し、さらに公益社団法人岐阜県建築士会や、岐阜県建築組合連合会といった関係団体等関係者の意見聴取を踏まえ認定するという手順で実施されている。</p> <p>○ 当該年度に認定した伝統建築家を含めた、これまでの認定者を掲載した匠の国・岐阜県伝統建築家名鑑を作成し、認定者の周知及び伝統建築物等に関する相談に認定者を活用してもらうきっかけを目的として、上記意見聴取する団体や、産直住宅団体、市町村へ配布している。</p>		H29	H30	R元	R2	R3	認定者数	新規認定	—	8	—	10	—	428※
	H29	H30	R元	R2	R3	認定者数									
新規認定	—	8	—	10	—	428※									
意見	—														

## 15 岐阜県林業士認定

認証名称・肩書	岐阜県林業士																					
タイプ	表彰																					
所管課	森林経営課																					
制度の内容	<p>森林技術者の社会的・経済的地位の向上及び後継者養成のため、林業に関する有能な技術を有する者を林業士として知事が認定する。(隔年実施)</p> <p>&lt;認定までの流れ&gt; 申請→書類審査→筆記審査→実技審査→認定審査会→認定</p> <p>&lt;認定区分&gt; 育苗、育林、素材生産、製材、特用林産</p>																					
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験する専門項目に関連する職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が5年以上に達する者</li> <li>・ 「育林」部門の受験者においては、伐木作業従事者特別教育修了(チェーンソー使用手帳)及び刈払機取扱作業安全衛生教育修了の資格を有する者</li> <li>・ 「素材生産」部門の受験者においては、伐木作業従事者特別教育修了(チェーンソー使用手帳)の資格を有する者</li> </ul>																					
認証後の活動 (事例含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし(岐阜県林業士は、林業に関する優秀な技能を有する者を認定するもので、資格取得後の活動実績まで把握していない。)</li> </ul>																					
期待される効果	林業従事者のモチベーション向上																					
監査結果	<p>【認証状況】(直近5箇年度分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>認証者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認証</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>1,640※</td> </tr> <tr> <td>受験者</td> <td>41</td> <td>—</td> <td>29</td> <td>—</td> <td>41</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度までの認証者の計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本認証制度は、昭和51年度から実施されているものである。</li> <li>○ 本認証制度は、高等な専門的知識・技術的理論等が必要な職員や現場管理者等を対象とした資格制度である「技術士(森林部門)」や「林業技士」とは扱いが異なり、林業に係る各業務区分の技能に係る、自己研鑽や技術の到達度確認のため、「現場従事者」に対して「表彰的な認定」を行うものである。</li> <li>○ 平成29年度は41名、令和元年度は29名、令和3年度は41名が認証試験を受験し、12名～30名が認証されている。</li> </ul>		H29	H30	R元	R2	R3	認証者数	新規認証	30	—	12	—	15	1,640※	受験者	41	—	29	—	41	—
	H29	H30	R元	R2	R3	認証者数																
新規認証	30	—	12	—	15	1,640※																
受験者	41	—	29	—	41	—																
意見	—																					

## 16 岐阜県自然工法管理士認定事業

認証名称・肩書	岐阜県自然工法管理士																																										
タイプ	活動																																										
所管課	技術検査課																																										
制度の内容	<p>自然共生や環境保護活動に携わる県民の意識、知識及び技術の向上を図り、地域の健全で良質な自然環境を保護、保全する必要性を理解した人材の育成を目的に実施するもの。</p> <p>毎年開催している岐阜県自然工法管理士養成講習会にて、全講習課程の受講、講習会終了後の効果測定（小論文）で所定の成績を収めることにより知事が認定する制度。</p> <p>県の河川事業においては、自然共生を踏まえて事業展開していることから、自然環境の復元や保全に対して、より良い工法を現場において活用できる人材育成の基盤として役割を果たすもの。</p> <p>県が発注する総合評価落札方式の工事で、岐阜県自然工法管理士（以下、「自然工法管理士」という。）の資格を保有する技術者を配置予定であれば、0.5点を加点している。</p> <p>自然工法管理士は、実践を通じて自己研鑽に努めるとともに自然共生に関する各種講習等を受講し、最新の情報等を入手するよう努めなければならないとし、さらに、地域住民等と協働して広く自然共生の推進を図るよう努めなければならないとされている。</p>																																										
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然共生及び環境保全に関心のある、講習会開催年の4月2日時点において15歳以上の者</li> </ul>																																										
認証後の活動 （事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の総合的な学習の時間（川づくり）に講師として参加。</li> <li>自然共生、環境に関する、業務における技術提案、施工実施における工夫。</li> </ul>																																										
期待される効果	<p>自然環境の復元や保全に対する知識を有する人材を育成し、設計業務や工事現場で適切な工法を提案、活用することにより、自然と共生した工法の普及及び活用を推進するための人材育成。</p>																																										
監査結果	<p>【認定状況】（直近5箇年度分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定</td> <td>230</td> <td>184</td> <td>206</td> <td>116</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>講習会申込者</td> <td>366</td> <td>356</td> <td>296</td> <td>95</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>講習会定員</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>【各年度時点の自然工法管理士資格保有者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格保有者</td> <td>2,739</td> <td>2,707</td> <td>2,713</td> <td>2,612</td> <td>2,560</td> </tr> <tr> <td>更新者数</td> <td>440</td> <td>373</td> <td>362</td> <td>302</td> <td>262</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年度時点で資格を保有している認定者数 認定者は、5年ごとに更新手続きが必要</p>		H29	H30	R元	R2	R3	新規認定	230	184	206	116	139	講習会申込者	366	356	296	95	206	講習会定員	400	400	400	100	200		H29	H30	R元	R2	R3	資格保有者	2,739	2,707	2,713	2,612	2,560	更新者数	440	373	362	302	262
	H29	H30	R元	R2	R3																																						
新規認定	230	184	206	116	139																																						
講習会申込者	366	356	296	95	206																																						
講習会定員	400	400	400	100	200																																						
	H29	H30	R元	R2	R3																																						
資格保有者	2,739	2,707	2,713	2,612	2,560																																						
更新者数	440	373	362	302	262																																						

	<p>○ 所管課によれば、県の総合評価落札方式の工事で、配置予定技術者の保有資格を評価する審査案件数は令和3年度で432件あり、建築工事などを除き、自然工法管理士は標準で適用する資格となっているとのことである。そして、自然工法管理士の資格を保有する技術者を配置予定であれば、0.5点が加点されることになる。こうしたことなどから、認定者の大多数を建設業関係の者が占めている。</p> <p>○ 所管課は、県の河川事業は自然共生を踏まえて事業展開しており、本制度は自然環境の復元や保全に対してより良い工法を現場において活用できる人材育成の基盤としての役割を果たしている。</p> <p>認定の有効期間は5年とされており、更新時に岐阜県自然工法管理士継続教育（自己研鑽）の実績の報告が義務付けられている。更新者数をみると、資格保有者の多くが更新を行っている。</p>
意見	—

## 17 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度

認証名称・肩書	岐阜県木造住宅耐震相談士																																										
タイプ	活動																																										
所管課	建築指導課																																										
制度の内容	<p>阪神・淡路大震災を教訓に、県内の木造住宅の耐震化を進めるため、県民の依頼に応じて耐震診断を行い、その結果に基づき耐震改修アドバイスや設計ができる専門家を養成することで、県民からの相談体制を強化するもの（平成13年度から制度開始）。</p> <p>市町村を窓口とした「木造住宅耐震診断事業」及び「木造住宅耐震改修工事費補助事業」と一体となったパッケージ型の支援施策としており、同事業において活用している。</p>																																										
認証対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の建築士事務所に勤務する建築士で、県が主催する講習会又はそれと同等であると認められる講習会等を修了した者。</li> </ul>																																										
認証後の活動 （事例含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民から無料耐震診断の申込みを受け付けた市町村からの依頼による、申込者の住宅の耐震診断の実施。</li> <li>県民からの依頼による、依頼者の住宅の耐震改修設計及び改修工事の工事監理の実施。</li> </ul>																																										
期待される効果	耐震化を希望する県民が、安心して耐震診断や耐震改修工事を実施できること。																																										
監査結果	<p><b>【認証状況】（直近5箇年度分）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認証</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成29年度以降、新規認証者の募集停止</p> <p><b>【各年度時点の耐震相談士数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格保有者</td> <td>1,640</td> <td>1,630</td> <td>1,624</td> <td>1,621</td> <td>1,617</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【活動状況】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無料耐震診断件数</td> <td>703</td> <td>646</td> <td>445</td> <td>428</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td>耐震改修件数</td> <td>131</td> <td>105</td> <td>87</td> <td>62</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 所管課によると、岐阜県木造住宅耐震相談士に求められる活動や事業について、既登録者数で十分に対応できており、新規認証を希望する者が少数であるため、平成29年度から新規認証を停止しているとのことである。</p> <p>○ 無料耐震診断件数及び耐震改修件数は、本制度を開始以降、県民のニーズに応じてきており、平成29年度703件、平成30年度646件、令和元年度445件、令和2年度428件、令和3年度では397件となっている。</p>		H29	H30	R元	R2	R3	新規認証	—	—	—	—	—		H29	H30	R元	R2	R3	資格保有者	1,640	1,630	1,624	1,621	1,617		H29	H30	R元	R2	R3	無料耐震診断件数	703	646	445	428	397	耐震改修件数	131	105	87	62	61
	H29	H30	R元	R2	R3																																						
新規認証	—	—	—	—	—																																						
	H29	H30	R元	R2	R3																																						
資格保有者	1,640	1,630	1,624	1,621	1,617																																						
	H29	H30	R元	R2	R3																																						
無料耐震診断件数	703	646	445	428	397																																						
耐震改修件数	131	105	87	62	61																																						
意見	—																																										

## 18 岐阜県空家等総合相談員登録制度

認証名称・肩書	岐阜県空家等総合相談員																														
タイプ	活動																														
所管課	住宅課																														
制度の内容	<p>県内市町村の空き家担当者が空き家に関する総合的な相談を行うことができる環境を整備するため、空家等の相談に対応できる民間の専門家を岐阜県空家等総合相談員（以下、「空家等総合相談員」という。）として登録し、市町村等への派遣制度を創設。（平成28年度制度開始）</p> <p>近年では、市町村が開催する空き家対策協議会へ委員としての派遣や市町村が実施する講習会へ講師としての派遣を実施している。</p>																														
認証対象者	<p>空家等総合相談員は、次の条件をすべて満たす者の名から知事が登録するものとする。</p> <p>一 岐阜県住宅供給公社が開設する「空き家・すまい総合相談室」の相談員として1年以上実務経験を有する者</p> <p>二 県が主催又は指定する講習を受講した者</p> <p>三 現に、主たる業務として空家等の売買、賃貸、リフォーム、解体、管理などに関係する実務に携わっている者</p> <p>四 その他、知事が適当と認める事項</p>																														
認証後の活動 (事例含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村へ46回派遣。（平成28年度～令和2年度）</li> <li>過去の事例として、岐阜市開催のセミナー（参加者28名）、可児市開催の相談会（相談件数6件）など。</li> </ul>																														
期待される効果	県内市町村が空家等に関する総合的な相談等を行うことができる環境の整備。																														
監査結果	<p>【登録状況】（直近5箇年度分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度末時点で活動できる登録者</p> <p>【活動状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村派遣件数</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【令和元年度から令和3年度までに利用した市町村数】（※1）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>利用実績あり</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>利用実績なし</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 所管課において、市町村での利用を確認した件数</p> <p>所管課は、令和元年度以降の県内市町村における空家等総合相談員の活用状況も含めた「空家対策の実施体制等に関する調査（担当者の専門性の確保・向上対策）」に関するアンケートを令和3年度に実施した。調査結果は以下のとおり。（※2）</p>		H29	H30	R元	R2	R3	登録者数	新規登録	—	—	5	—	—	5※		H29	H30	R元	R2	R3	市町村派遣件数	7	10	13	12	9	利用実績あり	13	利用実績なし	29
	H29	H30	R元	R2	R3	登録者数																									
新規登録	—	—	5	—	—	5※																									
	H29	H30	R元	R2	R3																										
市町村派遣件数	7	10	13	12	9																										
利用実績あり	13																														
利用実績なし	29																														

○ 空家等総合相談員の利用実績がある場合の助言状況

参考となる助言があり、課題解決につながった	10
参考となる助言はあったが、課題解決につながる内容ではなかった	2
参考になる助言はなかった	0
その他（「課題解決につながったかどうか不明」）	1
計	13

○ 空家等総合相談員を利用実績がない場合の理由

制度を知らなかった	7
何を相談できるのか分からない	10
相談したい専門家が登録相談員の中にいない	1
相談することがない	11
その他（「担当者の経験と市顧問弁護士相談で対応できてきた。」「相談件数少なく専門性が低いため」「相談内容が庁内で完結できたため」など）	7
計（※2）	36

○ 空家等総合相談員の今後の利用予定について

活用したい	20
相談可能な事項がわかれば、活用を検討する	17
活用の予定はない	7
その他（「相談案件発生時に相談したい」「役場内で解決できない事案が発生した際は活用したい」）	2
計（※2）	46

○ 今後、利用したいとした市町村について

令和元年度以降活用した市町村（再掲）	13
今後も活用したい	12
相談可能な事項がわかれば、活用を検討する	0
活用の予定はない	1

※2 一部市町村では、空き家バンクや特定空家対策等の空家対策事業をそれぞれ異なる担当課で所管しており、上記調査の回答は、それぞれの担当課から得ている場合や、同一の市町村から複数選択されている場合があるため、回答件数を足し上げても市町村数（42）、あるいは利用実績のない市町村数（29）とは一致しない。

意見

【検討事項】

空家等総合相談員は、利用経験のある市町村の大多数が今後も活用を予定するなど、一定の活躍が認められる一方、その利用は一部の市町村に限定されており、利用していない市町村におけるその理由をみると、制度を知らなかった、何を相談できるのか分からないなど、市町村に対

する本認証制度の周知不足が大きな原因の一つとなっていると認められた。

当認証制度の所管課である住宅課においては、今後、市町村に対して本認証制度の周知に努めるなど、空家等総合相談員の一層の活用に向けて取り組まれない。